

**「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に関するコメント**

2009年7月29日  
(社)日本経済団体連合会  
経済基盤本部

当会の会員企業より以下のコメントが寄せられておりますので、提出いたします。

**【論点1】金融商品会計の範囲****[論点1-2] デリバティブの定義について**

現状の日本基準は、当初から受け渡す事が明らかな商品（コモディティ）契約については金融商品会計の対象外と明示されている為、デリバティブとして取り扱う事が可能な国際的な会計基準との差異が生じており、結果的に適切な損益を計上出来ない事態が発生している。これは、国際的な会計基準がデリバティブの特徴に焦点をあててデリバティブを定義付けているのに対し、日本基準は商品名を例示する事によってデリバティブを定義付けているやり方に起因しているものと考えられる。デリバティブの定義を国際的な会計基準と同様の方式にするという方向性を支持する。

**【論点2】金融商品の測定****[論点2-1] 測定区分の見直し**

測定区分をはじめ、わが国における金融商品会計の見直しにあたっては、IASBの公開草案の考え方、すなわち経営者の意図ではなく金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべきとの意見がある。

一方で、財務諸表の有用性を高めるためには、測定区分についても、経営者の意図を反映することが必要であり、投資の性質により区分されるべきとの意見もある。すなわち、事業投資については、事業の遂行を通じた資金の獲得により成果を認識すべきであり、金融投資については、公正価値により成果を認識すべきということである。

このように、将来の投資リターンを投資の判断基準とする投資家にとって、投資の性質による区分により処理される会計情報が有用であるとの考える意見もあることから、基準の見直しについてはさらに議論を深める必要がある。

**[論点2-2] 公正価値オプション**

公正価値オプションが日本基準に導入されない場合、日本企業が不利益を蒙る可能性もあることから、差異を解消する方向で検討を進めるべきとの意見がある。一方で、公正価値オプションの導入により、財務諸表の比較可能性および企業間比較可能性が低下するとの意見もあり、引き続き慎重な議論が必要である。

**【論点 2-4】 減損処理の取扱い**

数値基準については、実務負担を軽減する観点から、判断の拠りどころとなる指針が必要である。

**【論点 3】 ヘッジ会計****【論点 3-1】 ヘッジ会計の意義****【論点 3-2】 ヘッジ会計の方法**

公正価値ヘッジについては、公正価値オプションの導入可否とあわせて検討が必要であるが、コンバージェンスの観点から、原則、時価ヘッジ会計とすべきという意見がある。

一方で、ヘッジ対象に公正価値オプションの適用を拡大し、時価ヘッジ会計を適用することになれば、変動金利化スワップをかけた借入金は、公正価値オプションにて時価評価されることになるため、財務諸表の期間比較可能性および企業間比較可能性の低下を懸念する意見もある。国際的な議論を踏まえつつ、引き続き慎重な議論が必要である。

**【論点 3-5】 ヘッジ会計に関連する開示**

米国ではヘッジ会計に関連する定量面での開示拡充により、金融機関以外の事業会社においてかなりの実務負担が生じていると聞く。定量的な情報開示の拡充については、欧米での議論を踏まえつつ、財務諸表利用者の理解を促す目的と実務負担とのバランスを考慮し、慎重に議論を進めて頂きたい。

以 上